慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一八〇〕約束手形の振出と商法二六二条(大阪地裁昭和四八年 一月三〇日判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1978
year	
Jtitle	法學研究:法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.51, No.7 (1978. 7) ,p.105- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19780715-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一八〇〕 約束手形の振出と商法二六二条

| 判例時報と一五号||○二頁||大阪地教昭四五切||○○||○号、昭四八・一・三○民一部判決||約束手形金請求事件

て商法二六二条の適用があるか会社の専務取締役営業所長名義で振出した約束手形の振出につい

〔判示事項〕

〔参照条文〕

商法二六二条

事実

会社の取締役であつたAはその金策に困り、昭和四三年八月ころ、め、Dが右手形を銀行の取立にまわす旨、申し入れてきたので、Y通をDに交付していた。ところがこの手形の期目が切迫してきたたんをし、Y会社は、Y 会社が振出した金額一三○万円の約束手形一から融資のあつせんを依頼されたので、D から融資を受けるあつせから融資のあつせんを依頼されたので、D から融資を受けるあつせかつてY 会社(株式会社)の 専務取締役 をしていたBは、Y 会社

受取人、振出日、満期を白地にした手形をBに示して、この手形に金額一三〇万円、振出人Y会社上本町営業所専務取締役営業所長A、^#貨車章4‐ヨゥ‐(ニュザ)

よる金融のあつせんを依頼した。

主所氏名を手書し、その名の下こありあわせの印を押奈して司人名はこの手形を持ち帰り、右手形の第一裏書人らんに父に無断で甲の証の目的で第一裏書をしてもらつてくるようAに要求したので、Aにれに対しBは、Aの父でY会社の代表取締役である甲に個人保

Bは、この手形の振出日を昭和四三年八月一五日、受取人を甲と義の裏書を偽造し、数日後に右手形をBに手交した。住所氏名を手書し、その名の下にありあわせの印を押捺して同人名

払のため呈示したが、支払がなかつたので、この手形にもとづき、手形の満期を昭和四四年四月一六日と補充し、満期に支払場所で支補充した上、この手形の割引をXに依頼して交付した。Xは、この

10五 (10七九)

例

Y会社に手形金を請求したのが本件である。

手形を取得したXに対し、商法二六二条により振出人としての責任あるから、同人にY会社を代表する権限がないことを知らずに本件代表する権限を有するものと認むべき名称の使用を許していたので代表する権限を有するものと認むべき名称の使用を許していたのでとしても、Y会社は、Aに対し、専務取締役営業所長なるY会社をとしても、Y会社の手形を振り出す権限を有し原告X は、Aは、右の資格でY会社の手形を振り出す権限を有し

を免れないと主張した。

これに対し、彼告Y会社は、原告Xの請求棄却の判決を求めて以

れている記名印を盗用して勝手に振り出したもので、偽造にかかる務取役締をしていたBが、その在職中に右手形の振出人らんに押さます本件手形をAが振り出したことを否認し、かつてY会社の常下のように答并した。

ものであるとした。すなわち、Y会社は、Aに対し、Y会社上本町ものであるとした。すなわち、Y会社は、Aに対し、Y会社の代表を負うべきいわれはない。のみならず、原告Xは、Y会社の代表を負うべきいわれはない。のみならず、原告Xは、Y会社の代表を向ことを知らなかつたとしても、本件手形の振出人名義がY会社と本町営業所専務取締役営業所長なとを知つていた。かりに原告Xが取締役がAではなく、甲であることを知つていた。かりに原告Xが取締役がAではなく、甲であることを知つていたから、Xは、右手形を取得する際、同手形が代表権のある者によつて振り出されたものか否かについて当然に疑問を抱くべきであつたのに、この点につのか否かについて当然に疑問を抱くべきであつたのに、この点につのか否かについて当然に疑問を抱くべきであつたのに、この点につつて、いずれにしても、Y会社は、本件手形の振出につき右法条につて、いずれにしても、Y会社は、本件手形の振出につき右法条による責任を負うものではないとした。

原告Xは、右の承認がなかつたことを知つていたものであるとした。保手形にはY会社の取締役会の承認を受けなければならないところ、そのは、Y会社の取締役会の承認を受けなければならないところ、そのは、Y会社の取締役会の承認を受けなければならないところ、そのは、Y会社の取締役会の承認を受けなければならないところ、そのは、Y会社の取締役会の承認を受けなければならないところ、そのは、Y会社の取締役会の承認を受けなければならないところ、そのは、Y会社の取締役会の承認があった旨とを知っていたものであるとした。

(判) 宣

原告勝訴

で、これを承諾し、右手形を割引取得したこと、その際、Xは、 取締役で長年の知人であつたBから本件手形の割引を依頼されたの 欠缺につき善意であつたならば、Y会社は振出人としての責任を免 七七一頁参照)。したがつて、本件においては、Xが右Aの代表権の するのが相当である(最高裁昭和四一・一一・一○判決、民集二○巻九号一 ためには、第三者が善意であれば足り、その無過失を要しないと解 して同法条により、表見代表取締役の行為につき会社が責任を負う 位に立つことができる者をすべて包含すると解すべきである。そう 表せられる会社に対し、この取締役の代表権限を信じて権利者の地 ては、その流通証券である性質上から、表見代表取締役によつて代 使用を承認していたが、右法条にいう第三者とは、手形関係におい で、Y会社は、Aに、Y会社専務取締役上本町営業所長なる名称の 会社名義の手形を振り出す権限がなかつたが、AはY会社の取締役 たものと認定し、Y会社は、商法二六二条により、 認め、以上の点から、xは、Aの代表権の欠缺について善意であつ り、かつ、長年の交際で信頼していたY会社の取締役であつたB の 振出人 が Y会社上本町営業所専務取締役営業所長A となつてお からY会社の社長は甲であると聞かされていたけれども、 れないことになるので、この点について検討すると、XはY会社の 責任を負わなければならないとした。 信じ、同人の代表権につき特に問いただすこともしなかつたことを 右手形の割引を依頼したので、AにもY会社の代表権があるものと 本件手形振出当時、Y会社の代表取締役は甲であつて、AにはY 本件手形の振出 本件手形 В

> のは裏書の連続のためであつたことに照らすと、本件手形の振出に れるに至つた経緯からして、同人の氏名が受取人として表示された である」とし、本件手形振出の経緯および甲名義の第一裏書がなさ 保証裏書をする行為は、右法条の適用を受けないと解するのが相当 す約束手形の受取人となり、これに第一裏書する、い えば、取締役が株式会社のために保証をする目的で、会社の振り出 ら、株式会社と取締役との間に利害対立を生じない手形行為、 原則として、 商法第二六五条にいう 取引 にあたるが、 しかしなが し、「株式会社がその取締役にあてて 約束手形 を振り出す行為は、 あり、Xがこのことを知つて同手形を取得したと抗弁したことに対 として振出され、右手形の振出は、商法二六五条に違反して無効で というべきであるから、 ついては、Y会社と甲との間にはなんら利害の対立はなかつたもの 次に、Y会社が、本件手形は、Y会社の取締役である甲を受取人 商法二六五条の適用を受けないものと解す わゆる隠れた

研究

るのが相当であるとした。

手書し、その名の下にありあわせの印を押捺して、Bに手交し、B形の第一裏書人らんに甲に無断でY会社代表取締役甲の住所氏名を長Aとして、受取人を白地のまま振出したが、Bに要求されて、手袋会社の取締役であるAが、Y会社上本町営業所専務取締役営業所存入、そして、甲からXに 裏書 されているが、実質面では、上は、Y会社上本町営業所専務取締役営業所を入からY会社代表取上は、午会社上本町営業所専務取締役営業所を入からY会社代表取上は、年の名の下にありあわせの印を押捺して、Bに手交し、B

したというのである。は、これに受取人その他を補充して、Xに手形割引を依頼して交付

5、当事者の意思による 相手方 への手形交付が 必要 だとされていれまでの 伝統的 な学説である 契約説 によれば、手形行為の成立にれまでの 伝統的 な学説である 契約説 によれば、手形行為の成立には、学説が分れているが、こ為の成立ないし効力発生要件については、学説が分れているが、こうに上の法律関係がいつどのようにして発生するかという手形行

手形要件を補充する権利を与えられてはいたが、これも、Bが、白振出日、受取人、満期が記載されていない白地手形で、Bは、この形を交付したのではない。そして本件手形は、Bに交付されたとき、形を交付したのではない。そして本件手形は、Bに交付されたとき、形を交付したのではない。そして本件手形は、Bに交付されたとき、形を交付したのではない。そして本件手形は、Bに交付されたとき、形を交付したのではない。そして本件手形は、Bに交付されたとき、形を交付したのではない。そして本件手形は、Bに要求されて、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、Bに表情が、自己を表情が、自己を表情が、自己を表情が、自己を表情が、自己を表情が、Bに表情が、自己を表情があります。

いたのではないといえる(河本・総合判例研究叢書(6一六頁)。過ぎない。その意味では、Bは、固有の意味の補充権が与えられて形要件を記載してそれを割引先に交付する権限が与えられていたにのではなく、白地署名者の使者ないし代理人として、残りの手地の要件を補充することによつて、手形権利を取得し得る地位にあ

た場合として以下にふれておこう。

述べている二、三の法律解釈について、本件手形が正当に振出され

割引を依頼し、受取人をXと記入してXに交付すれば問題なかつた受取人を白地にしておくのが通常であるから、本件でも、BがXに

般に、いわゆる融通手形は、振出に際し割引先が決まるまでは

この点は、手形債務は、手形行為者の一方的な債務負担の意思表負わないことになると考える。負わないことになると考える。が、個人保証の趣旨で第一裏書がなされた形式をとつているから、が、個人保証の趣旨で第一裏書がなされた形式をとつているから、

示によつて成立するとする単独行為説の立場に立つても、受取人ら

以上のように、私は、本判旨の結論には反対であるが、本判旨が 要書連続はないことになり、この場合も同様に、手形署名者は手形 債務を負うことはないであろう。 Y会社が手形債務を負わないことになると考えるが、本判決は、X を手形の第三取得者と見て、被告Y会社に手形債務を認めているが、 を手形の第三取得者と見て、を手がしないことになるとなのか疑問である。

は、手形関係においてはその流通証券である性質上から表見代表取三者の範囲が問題となるが、判決によれば「右法条にいう第三者とよる手形振出人としての責任があるとした。そこでこの場合の第所長の名称の使用を承認していたため、Y会社には商法二六二条に出権限はなかつたが、Y会社は、AにY会社専務取締役上本町営業出権限はなかつたが、Y会社は、AにY会社専務取締役上本町営業出をの責任の有無が問題となり、Aは、右の資格でY会社の手形振しての責任の有無が問題となり、Aは、右の資格でY会社の手形振出人と

あることは、流通証券であれば当然であるので、この点についての手方だけでなく、権利の転得者や手形の権利者も含むと解すべきでである」としているが、ここにいう第三者は、その行為の直接の相て権利者の地位に立つことができる者をすべて包含すると解すべき

締役によつて代表せられる会社に対しこの取締役の代表権限を信じ

があつても保護されるが、重過失があれば保護されないという立場 とを要するとする立場や(奥野ほか、株式会社法釈義一七六頁)、軽過失 している(田中誠・会社法詳論上四六三頁、大隅・全訂会社法論中一二五〇、 社にはかかる外観を惹起した責任があるから過失を要件としないと もあるが(服部・判批・判例評論一○一号一一○頁)、学説の多くは、会 う。思うに、商法上は、外観を信頼した者を保護すべき で ある か がつて本判決は、この多数学説、判例に一つを加えたものといえよ 九・三・六三二頁、昭四一・一一・一〇民集二〇・九・一七七一頁)。 した これまでの判例もいずれも第三者の過失の有無は問題として おら 石井・会社法上三三八頁、松田・鈴木・条解株式会社法上二九三頁)。また、 いかなる要件が必要かである。これには、第三者は無過失であるこ の社長は甲であると聞かされていたけれども、 かえないと解する。本判旨は、「XがY会社の取締役で、 長年の知 人であつたBから手形割引を依頼されたこと、その際BからY会社 次に、表見代表取締役の行為として会社が責任を負うためには、 この場合も第三者は、善意であるかぎり過失があつてもさしつ 善意であれば足りると解している (最判・昭四○・四・九民集一 本件手形の振出人が

認を要するとしている。

益な地位を会社にもたらすことを理由に、手形行為も取締役会の承

善意であつたことを認定しており、正当である。依頼したので、Aにも代表権があると信じた」ことを認定し、Xがの交際で信頼していたY会社の取締役であつたBが右手形の割引を

Y会社上本町営業所専務取締役営業所長Aとなつており、かつ長年

する有力説もあるが、多数説は手形行為が原因債権よりもより不利 商法二六五条は、取締役が自己または第三者のために、会社と取 所法二六五条は、取締役が自己または第三者のために、会社と取 別をなすことは、会社利益と取締役の利益との衝突をきたすところ がら、取締役会の承認を要するとしている。そして商法二六五条の 別をなすことは、 気社 利益との 衝突 をきたすところ 明があるかという点についてである。

るおそれのない行為には、取締役会の承認を必要としない立場があるおそれのない行為には、取締役会の承認を必要としない方法に対した場合を考えると、これについて一つの考え方は、商意味で裏書した場合を考えると、これについて一つの考え方は、商意味で裏書した場合を考えると、これについて一つの考え方は、商意味で裏書した場合を考えると、これについて一つの考え方は、商意味で裏書した場合を考えると、これについて一つの考え方は、商意味で裏書した場合を考えると、これについて一つの考え方は、商意味で裏書した場合を表えるに限定されるから、利害の対立がなく、従つて会社に不利益を与えるおそれのない行為には、取締役会の承認を必要としない立場があるおそれのない行為には、取締役会の承認を必要としない立場があるおそれのない行為には、取締役会の承認を必要としない立場があるおそれのない行為には、取締役会の承認を必要としない立場があるおそれのない行為には、取締役会の承認を必要としない立場があるおそれのない行為には、取締役会の承認を必要としない立場がある。

いと解するのが相当である」としていることは賛成である。いと解するのが相当である」としていることは賛成である。いわゆる隠れた保証裏書をする行為は、石法条の適用を受けなが、しかしながら、株式会社がその 取締役 にあてて約束手形を振がつて、本判決が、「株式会社がその 取締役 にあてて約束手形を振がつて、本判決が、「株式会社がその 取締役 にあてて約束手形を振がつて、本判決が、「株式会社がその 取締役 にあてて約束手形を振がしかしながら、株式会社と取締役との間に利害の対立を生じなが、しかしながら、株式会社と取締役との間に利害の対立を生じなが、しかしながら、株式会社と取締役との間に利害の対立を生じなが、しかしながら、株式会社が表別では含まれないと解する。

米津昭子

〔最高裁民訴事例研究 一五六〕

昭和五二3 (最高民集三一巻)

民訴法一九八条二項にいう仮執行により被告の受けた損害の意義

Aに賃料一月一万五千円で賃貸し、Aは借室内に電話二台を設置した。の相続人が受継している)は、 その所有であるアパートの一室を訴外Y(被告・控訴人・被上告人、但し、Yは本件控訴審中に死亡し単独損害賠償請求事件(昭和五二・三・一五第三小法廷判決)

た。そこでYはXに対して、電話機の設置が貸室の不法占有に該当する人男一四日勝訴確定したが、電話機の移転はなされなかつた。Aは同年一一名義変更を終了したが、電話機の移転はなされなかつた。Aは同年一一名義変更を終了したが、電話機の移転はなされなかつた。Aは同年一一名義変更を終了したが、電話機の移転はなされなかつた。Aは同年一一名義変更を終了したが、電話機の移転はなされなかつた。Aは同年一一名義変更を終了したが、電話機の移転はなされなかつた。Aは同年一一名表変更を終了したが、依然として電話機の撤去がなされなかった。そこでYはXに対して、電話機の設置が貸室の不法占有に該当するた。そこでYはXに対して、電話機の設置が貸室の不法占有に該当するという。